

規制改革の内容

現状

食品リサイクルループの認定に関し、以下が対象となるのが明確でない。

- ・食品関連事業者が設置する「コミュニティガーデン」で特定肥飼料等を利用する場合。
- ・特定肥飼料等を利用し、花壇や緑地等において花き等の生産を行う場合。

措置内容

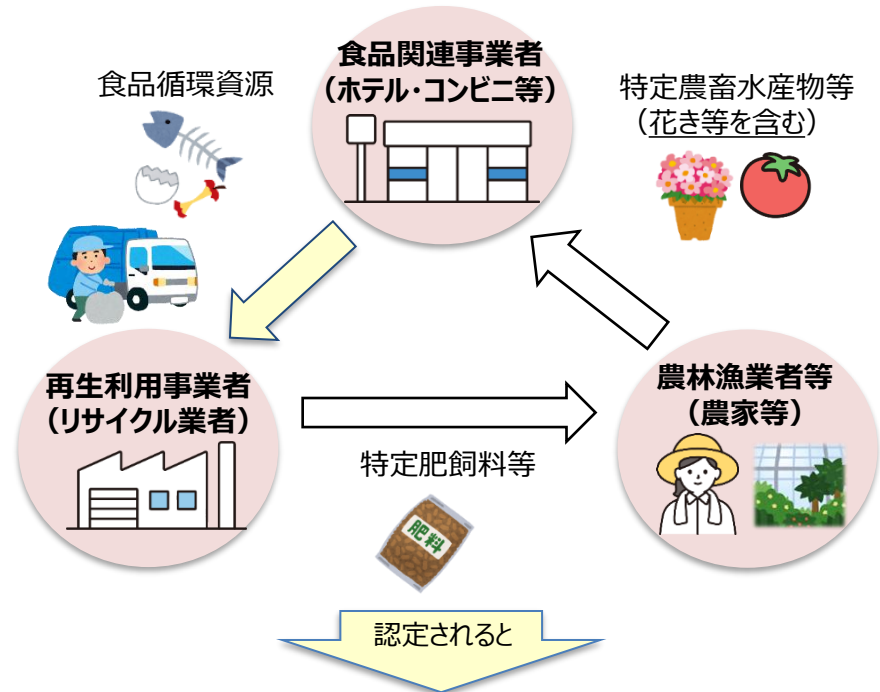
食品関連事業者が利用する以下の場合において、食品リサイクルループの対象となることを明らかにした。

- ・「コミュニティガーデン」等の場で特定肥飼料等を使って生産された特定農畜水産物等を、食品関連事業者であるホテル等が朝食で提供するなど規定量以上利用する場合。
- ・花壇や緑地等において特定肥飼料等を使って花き等を生産し、食品関連事業者が販売等利用する場合。
(省令で定める規定量が確保されていれば販売に限定されない)

効果

認定要件の明確化により、食品関連事業者等が、食品リサイクルに取り組みやすくなる。

規制改革の概要



廃棄物処理法に基づく収集運搬業の許可(一般廃棄物に限る。)が不要となる等の特例を活用可能に！

食品関連事業者は取組がCSR活動として認知されたり、従業員の食品リサイクルや資源の分別に関する意識が向上したりする！
リサイクル業者は製造した特定肥飼料等の需要先を確保できる！



参考：農林水産省HP「再生利用事業計画認定制度（食品リサイクルループ）」
特定農畜水産物等の利用に関するQ&A
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_hourei/keikaku.html)